

徳島県立あすたむらんど及び徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の募集に係る質問に対する回答

(R8.9.9 最終更新)

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
1	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2)ア p6	参加表明の提出に必要な「指定管理者参加表明書(様式1-2)」が様式集に見受けられませんが、申請書類の提出に必要な「指定管理者指定申請書(様式3-1)」を使用すればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「(様式1-2)指定管理者参加表明書」が「別添資料4 様式集」に含まれていなかったため、該当様式を追加し、ファイルを再アップロードいたしました。新たに追加されたファイルの(様式1-2)をご使用ください。
2	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2)ア p6	複数社（共同企業体）で申し込む場合、指定管理者参加表明書は代表企業のみでよろしいでしょうか。 また、電子メールで提出する場合、原本をスキャンしたPDFの提出で問題ございませんでしょうか。	複数社でのお申し込みの場合は、参加グループを申請者として「(様式1-2)指定管理者参加表明書」をご提出ください。 ご認識のとおりです。
3	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2)(エ) p6	法人税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書について、提出は国税その3の3でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、税務署で発行する納税証明書「その3の3」(※「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことを証明するもの)をご提出ください。
4	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2) p6、7	(ア)～(エ)の書類は、代表企業のみならず、構成員分も必要という認識で間違いございませんでしょうか。 (ア)定款、寄附行為、規約、就業規則その他これに代わる書類 (イ)当該法人の登記事項証明書 (ウ)申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (エ)都道府県税(法人事業税、法人県民税、自動車税種別割など)、法人税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書	ご認識のとおり、代表企業だけではなく構成員分も必要です。
5	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2)(エ) p6	(エ)都道府県税(法人事業税、法人県民税、自動車税種別割など)について、必要なのは本社所在地での納税証明書でしょうか。徳島県税の納税証明書でしょうか。	本社所在地における納税証明書をご提出ください。 ただし、県外に本社所在地があり、県内に支店・営業所等を有する事業所は、徳島県における納税証明書もあわせてご提出ください。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
6	R8.8.27	募集要項 第4 4 (3)エ p7	エ「参加グループ協定書の写し(参加グループの場合)」は、原本1部と副本12部の提出となっていますが、原本においても参加グループ協定書の「写し」でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、原本1部及び副本12部に添付いただく「(様式6)参加グループ協定書(参加グループの場合)」は、すべて写しで構いません。
7	R8.8.27	募集要項 第4 3 (2) p6	登記事項証明書等の交付日は7月19日以降（提出日から3か月以内）で問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、提出日から3か月以内の交付日のもので問題ありません。
8	R8.8.27	募集要項 第4 4 (2) p7	副本は社名等を伏せる必要はございますでしょうか。 社名を記載できない場合、事業計画書以外は黒塗り、事業計画書は「代表企業A」「構成企業B」「協力企業C」などで表し、正本には法人名対照表を添付または社名を記載する形式でもよろしいでしょうか。	副本は、原本と同じ内容としてください。
9	R8.8.27	募集要項 第4 6 p8	申請書類の作成について、ファイリング方法やインデックスなど指定はございますでしょうか。 すべての書類を全て1つにまとめ、様式番号毎にインデックスをつける認識でよろしいでしょうか。	特に指定はございません。
10	R8.9.4	募集要項 第2 5 (1)注記 p3 基本協定書(案) 第9条第1項	指定管理期間中に予定されているリニューアル工事に伴い、「子ども科学館」や「プラネタリウム」が約1年間休館となるほか、屋外遊具等の立ち入り制限や一部運休が生じた場合、提案された収支計画と著しい乖離が生じるため「県と指定管理者の間で協議の上、当該年度の指定管理料を変更することがある」とされています。この協議を開始するトリガーとなる「著しい乖離」の具体的な数値的・客観的基準（例えば、開館日数や入館者数、施設収入の何％以上の減少など）についてご教示ください。また、休館中であっても維持管理（清掃、警備、安全管理など）や広報業務等は原則として指定管理者が実施することとされていますが、これらの運営維持に不可欠な固定費（常勤職員等の人件費・雇用維持費用、光熱水費基本料金、設備保守等の基本委託費）は、休館期間中も指定管理料によって全額担保される（減額対象外となる）という理解でよろしいでしょうか。	現時点において、一律に協議のトリガーとなる客観的な基準は設定していません。具体的な工事スケジュールが確定した段階で、通常稼働を前提に提案された「(様式10-7)事業計画書（収支計画書）」と、実際の休館等による影響（開館日数減に伴う削減可能経費など）を精査し、基本協定書（案）第9条第1項の規定に基づき、甲乙協議により指定管理料の変更（減額または調整）の可否や金額を個別に決定することといたします。 子ども科学館等の休館中であっても、維持管理や安全管理、代替サービスの実施等、休館期間中に指定管理者が適切に履行すべき業務（要求水準書16(5)「休館等期間中における業務について」）の遂行に真に不可欠な固定的な経費（常勤職員等の人件費、設備の維持保守費、光熱水費等）については、原則として指定管理料による支払いの対象となりますが、一概に「全額を無条件で担保（減額対象外）とする」ものではありません。休館等に伴い履行が停止される業務（展示実演、プラネタリウム投影、窓口発券等）に係る臨時・アルバイト等の人件費（変動費分）や、稼働停止により削減可能な光熱水費、保守点検頻度の見直しに伴い減額可能な委託費等については、削減可能な経費として指定管理料の減額変更の対象になり得ます。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
11	R8.9.4	募集要項 第2 5 (1)注記 p3 要求水準書 16 (2) p9	現在運休中となっている「吉野川めぐり」の運行再開（通常稼働）にあたり、稼働前に必要となる初期の大規模な分解点検、不具合箇所の整備・修繕等の経費は、原則としてすべて徳島県（設置者）の負担において実施・完了した上で、正常運行が可能な状態として新指定管理者に引き渡される（＝指定管理者の修繕費負担区分から除外される）という理解でよろしいでしょうか。	現在運休中の「吉野川めぐり」につきましては、正常運行再開に必要な修繕等は県の費用負担において実施します。 運行再開後に必要となった修繕(大規模修繕を除く)につきましては、指定管理料の修繕費で負担していただきます。
12	R8.9.4	要求水準書 16 (2) キ p9 基本協定書(案) 第9条第4項、第26条 第1項、第38条第3項	「県との協議により用途廃止となった県有備品（公園遊具や子ども科学館等の展示品を含む）の撤去及び処分」について、指定管理者の修繕費（年間3,000万円枠内）で行うと規定されていますが、現在、指定期間中に「用途廃止」および撤去が予定または想定されている遊具・展示品等は存在しますでしょうか。存在する場合には、その名称や撤去規模、想定費用をお示しください。	現時点において、指定管理期間(R9.4.1～R12.3.31)に用途廃止及び撤去が想定されている遊具及び展示物等はございません。 なお、今後県が進める段階的リニューアルに伴う県有備品の撤去等については県負担において実施します。
13	R8.9.8	募集要項 第2 2 p2	くつろぎ館内にある売店及びレストランの運営は指定管理者の業務(自主事業)に含まれない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、くつろぎ館内の清掃、機械警備業務等は、要求水準書p9 16(2)に規定する施設の維持管理業務に含まれます。(参考資料③-1施設等の維持管理に関する業務基準表(ふれあい公園)、参考資料③-5 施設等の維持管理に関する業務基準表、参考資料③-6 作業実施基準表 あすたむらんど徳島「くつろぎ館」)
14	R8.9.8	全般	今後、様式に入力していく中で出てくる軽微な質問に関して、随時ご回答いただけないでしょうか。 または、質問機会を増やしていただけないでしょうか。	事業者間の公平性を保つ観点から、締切日以降の質問書の受付はいたしません。ただし、公平性に影響のない事務的な質問については口頭等で回答する場合があります。
15	現地説明会	要求水準書 1 (5)	年間来園者数目標は44万人と設定されているが、この人数はあすたむらんどと木のおもちゃ美術館それぞれでカウントされた人数の合計になるのか。	あすたむらんど入口のゲートを通った人数を入園者数としてカウントします。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
16	現地説明会	募集要項 第25(2) p4 要求水準書 11 p5	自主事業に関わる施設利用は行政財産の目的外使用許可等が必要であり、県に対して使用料等を払う必要があるとのことだが、体験工房を使用する際は、県に使用料を支払う必要があるか。	参考資料②-2 事業の実施に関する業務基準表に記載している体験工房における事業項目の実施は利用促進事業であり、県へ使用料の支払いは必要ありません。 ただし、使用内容によっては施設の目的外使用許可の手続き及び使用料の支払いが必要になる場合があるため、都度県と協議してください。
17	現地説明会	全般	過去に、猪や鹿等の害獣や虫による被害はあったのか。また、どのような対応を行っているか。	[イノシシ] ・風車の丘に植えている球根を掘り返す（週2回程度） ・科学館の屋外にある果樹等周辺を掘り返す（半月に1回程度） ・過去には芝生を掘り返したこともあり ・2・3月は寒いため頻度は少ないものの、月1回程度起きている ⇒破られた有刺鉄線の柵の補修や新たな金網柵の設置 ※冬季の気温上昇を受け、近年増加した印象あり [ヘビ] ・5～10月頃マムシやヤマカガシなどが出没（半月に1～2回程度） ⇒毎年5月頃に蛇忌避剤の散布（業務委託） ⇒出没の多いあすたむの森に、マムシ注意看板設置 [スズメバチ] ・5～11月頃園内に頻繁に出没 ⇒スズメバチ注意喚起案内板設置 （ジャンボパラソル・あすたむの森ビオトープ等） ※近年35℃を超える猛暑日には見られず [クビアカツヤカミキリ] ・園内の桜の木に出没することが稀にある ⇒令和7年度は県(サステナブル社会推進課)が生息調査と、一定の防除(防虫ネットの設置等)を実施 ⇒適宜殺虫

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
18	現地説明会	全般	あすたむらんどに倉庫はあるのか。	主要な倉庫は以下のとおりです。 ・管理棟駐車場前倉庫（ゴミ置き場横） 約98.01㎡ ・管理棟横倉庫 約29.16㎡ ・庭園便所（風車の麓トイレ付近にある倉庫） 約50㎡ ・科学館常設展示職員通用口内 収蔵庫 約65.6㎡
19	現地説明会	全般	あすたむらんどは災害時の拠点として何に指定されているのか。	広域搬送拠点臨時医療施設SCU（県内で対応が困難な重症患者を、自衛隊の航空機やヘリで県外に運び出すための拠点）として指定されています。
20	現地説明会	要求水準書 6 p4	月次報告書等の提出は、交流拠点戦略課と林業振興課へそれぞれ提出することになるか。	交流拠点戦略課にのみご提出いただき、交流拠点戦略課から林業振興課へ共有します。
21	現地説明会	要求水準書 3 (4) p2	指定管理者が変更になった場合、おもちゃ学芸員の登録は0になってしまうのか。（おもちゃ学芸員は指定管理者に紐づけられているのか）	おもちゃ学芸員は県で認定をしているため、指定管理者が変更になった場合もそのまま引き継がれます。